

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：MOE 保育園てんじん園	種別：認可保育園
代表者氏名：鈴木 由美子	定員（利用人数）： 60 名
所在地：静岡県袋井市天神町三丁目 2 - 6	
TEL：0538-43-1813	ホームページ：moehoikuen.net
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成 20 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：MOEチャイルドセンター有限公司	
職員数	常勤職員： 12 名 非常勤職員 10 名
専門職員	保育士 14 名 調理員 3 名
	栄養士 2 名 事務員 1 名
	嘱託医 2 名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等）

③ 理念・基本方針

(1) 理念

Mother の M、Ocean の O、Earth の E をとって「MOE」と名付けました。こどもにとってお母さんは海よりも地球よりも大きな存在です。そのお母さんの愛情をひき受け、家庭的雰囲気の中でこどもひとり一人の個性を大切にし、安心できる環境づくりに心掛けています。・愛情をいっぱい注ぎ、家庭的な雰囲気の中で、子どもひとりひとりの個性を大切にし、安心できる保育環境をつくり、情緒の安定を図ります。・いろんな経験を通じて発見や感動を味わい、自分らしく表現でき、生きる力の基礎を育てます。

(2) 基本方針

1. 子どもの自ら伸びようとする力を大切にし、安全で安定した生活環境の中で、心身の健康の基礎を培います。・子どもが安心して園生活が送れるように保育者は子どもとの信頼関係を築いていきます。・子どもたちに「思いやりの心」が育つよう、保育者は常に真心をもって思いやりある言葉かけをします。・子どもの身体について常に観察し、適切な指導を施し病気の悪化、感染症予防に努めます。・元気の源である食

事を通して、感謝の気持ちを持ちます。

2. 保育環境の充実を図ります。・保育室及び園庭などの環境は、子どもが安全に生活できるように整え、お散歩・園外保育では自然環境を活かし、四季を感じる保育を行います。・体操教室を通じて、自分からすすんで物事に取り組み、自信と意欲を持って最後までがんばります。

3. 保護者との信頼関係を築くよう努め、多様化する家庭環境の実態に配慮しながら、保護者とともに子育てしていくことを心掛けます。・保育者は、保護者との信頼関係を築き、保護者が安心して預けられるよう支えていきます。・保育者は、保護者が子育てに自信がもてるよう適切な助言を施します。

④施設・事業所の特徴的な取組

1. 1歳児より体操教室を行い運動の基礎を培います。
2. お散歩・近くの公園に行きいっぱい体を動かし自然と触れ合います。
3. 野菜等育て、食育活動を行います。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月30日（契約日）～ 令和8年2月20日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・ 保育所の理念・基本方針が明文化され、ホームページやパンフレット等を用いて、周知されています。
- ・ 施設長は自らの役割と責任を職員に表明し、理解を図っています。また、保育の質の向上に意欲を持ち、積極的に取組むとともに、経営の改善や業務の実効性を高める取組に、リーダーシップを発揮しています。
- ・ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されています。
- ・ 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われています。
- ・ 職員が、子どもたちの向ける笑顔が多々あり、人的環境が整っています。
- ・ 散歩や園庭遊びを多く取り入れた活動が、充実されています。
- ・ 子どもが安心して、おいしく食べることの出来る食事の提供が行われています。

◇改善を求められる点

- ・ 事業経営をとりまく環境・分析し。理念や基本方針の実現に向けた、中・長期計画が策定されていません。また、数値目標や具体的な成果等を設定した、単年度計画が策定されていません。
- ・ 自己評価を基に、職員間で話された状況が記録されておらず、課題等が明らかにされていません。
- ・ 保育所の理念・基本方針に基づく「期待される職員像等」が明確にしておらず、人事基準が定められていません。また、職員一人ひとりの目標設定がなく、職員の質の向上に向けた体制が確立されていません。
- ・ 社会保険労務士や税理士の指導を受けて法令等を遵守した保育所運営が行われているが、法令等を正しく理解する取組が行われていません。また、運営の透明性を確保する取組が行われていません。
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われておらず、公益的な事業・活動が行われていません。また、ボランティア等の受入れに対する基本方針が明確にされていません。
- ・ 保育について、標準的な実施方法を明確に統一し文書化することが望まれます。また定期的に見直しをする仕組みの確立が求められます。
- ・ 保護者に対して、職員は送迎時の子どもの引継ぎ文章を作成し、安全・安心した園生活を保護者に伝えることが望まれます。
- ・ 月間指導計画書の作成をすることが望まれます。
- ・ 保護者が、苦情や意見・要望を述べやすい環境を整えるための文書を作成し、配布やわかりやすい場所に掲示する取組が望まれます。
- ・ 保育士等の自己評価を基に、職員間で話されたことを記録し、保育園全体の保育実践の自己評価につなげていくことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて第三者評価を行い、職員の意見、保護者の意見が聞けたことはとても良い機会でした。思っていた通り、「計画」「記録」「目標」の部分の弱さが明確になり、どのように改善していくか職員間で話し合い、次年度できるものを早速準備を行っています。

また、勤務している職員の働く環境や待遇面での改善も図っていきたいと考えています。

普段、保護者の率直な意見を聞く機会が無い為、行事やきまりの面でも徐々に改善できる部分は改善していき、できない部分に関してはご理解していただき、より預けやすい環境作りに心掛けていきます。

評価結果に対して不安でしたが、やってよかったと思っています。ご指導、アドバイスをいただきありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 保育所の理念、基本方針は施設の使命や目指す方向、考え方が読取れ、ホームページやパンフレット、重要事項説明書に記載されている。また、年度末の職員会議において配布し、職員に周知している。さらに、保育方針は詳細に説明文を加え、分かりやすく工夫している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	c
<コメント> 年に3回、市が開催する園長会議出席して、施設経営をとりまく環境等を把握しているが、分析されていない。また、年度毎に施設の利用率や保育コストを把握しているが、分析していない。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	c
<コメント> 経営が有限会社であることから、役員は2名（内1名は施設長）で課題を共有しているが、監事はいないので文書にしておらず、職員にも周知していない。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント> 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されていない。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<コメント> 中・長期的なビジョンを明確にした単年度の計画が策定されていない。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<コメント> 行事計画は策定されているが、事業計画が策定されていない。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<コメント> 事業計画は策定されておらず、年度初めに行事予定を配布している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> 毎年、自己評価を行い、職員のミーティングにおいて課題等について話し合われ、次年度の事業の改善に繋げているが、記録されていない。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<コメント> 自己評価で明らかになった課題について、職員のミーティングで共有し、検討されているが記録していない。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は運営規定及び事務分掌により、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組及び役割と責任を表明し、職員会議で周知している。また、危機管理マニュアルにおいて、不在時の権限委任を明示している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>施設運営における法令の順守については、社会保険労務士および税理士に任せ、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組が行われていない。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>年に1度、保育自己評価により評価・分析を行い、発達に疑問があると思われる子どもは、協力機関に繋げる等の対応を図っている。また、アプリの利用により事務作業を減らし、保育の質の向上に当て、キャリアアップ等の研修を受講させるなど、指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は経営の改善等に対し、社会保険労務士及び税理士と連携を密にして分析している。また、職員からアンケートにより、休暇や勤務時間について意向を聴取し、不足すると見込まれる部署にはパート職員を採用し、さらに、アプリの利用により事務処理時間の短縮を図るとともに、0歳児や多動児の対応を支援するなど、指導力を発揮している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>施設の運営規定で福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方等や方針が示されている。また、人材紹介会社に登録するとともに、実習生が採用に繋がるように努めている。しかし、人員体制についての具体的な計画はなく、十分ではない。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>毎年、職員の自己評価や意向聴取により、評価・分析を行い、キャリアアップに繋げている。しかし、「期待する職員像等」が明確にされておらず、人事基準が明確にされていないなど、総合的な人事管理が行われていない。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>毎年、職員から次年度の意向を聴取し、勤務時間を調整し、パート職員を採用するなどにより、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組が行われている。しかし、定期的に職員と個別面接する機会はなく、総合的な福利厚生が実施されていないなど、十分ではない。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>「期待される職員像」が明示されておらず、一人ひとりの目標が設定されていないなど、育成に向けた取組が行われていない。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>「期待される職員像」が明示されていない。しかし、キャリアアップ研修を中心に、市が主催する研修に計画的に受講させ、園内研修で、毎年応急手当研修を行うほか、集中力を高める方法など、必要で有効と思われる課題の研修を行っている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>事項評価により職員の知識、専門資格等を把握し、外部研修は一覧にして職員に周知し、キャリアアップ研修と合わせ、ICTも活用して、職員の希望する研修が受講できるように配慮している。また、新規採用職員に対しては、先輩の職員が付くなどの対応をしている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>保育実習生受入れのマニュアルが整備され、研修・育成に関する基本姿勢が明文化されている。しかし、専門職種に配慮したプログラムは用意されておらず、指導者に対する研修は実施されていない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>ホームページにより保育所の理念や基本方針及び苦情に対する改善・対応公開されているが、予算、決算は公開されていない。また、保育所の理念や基本方針、活動状況などを地域への明示や、印刷物の配布は行っていない。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>運営規定及び事務分掌で権限・責任は明確にしているが、経理・取引等に関するルールが定められていない。また、社会保険労務士及び税理士により、保育所の事業及び財務について指導を受けているが、内部監査は行われていない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>住宅地域内に立地していることもあり、地域との関わり方について、考え方が文書化されていない。しかし、地域の公園をホームページに掲載して保護者に提供したり、地域の祭りにおいて屋台の引き回しを行うほか、大型店舗での絵画コンテストに参加していることを確認した。また、アプリを利用してクリスマスコンサートの情報を配信するなど、保護者のニーズに応じて、地域の社会資源ををるように推奨している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れ等に対する基本姿勢が明示されておらず、新興住宅地でもあり、実績がほとんどない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>関係機関一覧表を作成し、職員間で情報を共有している。また、地域の幼保小連絡会や中学校学区の教育・福祉関係者で組織する「あやぐも学園」に参画して、関係機関との連携を図り、特に支援が必要と思われる子供に対しては、市の幼児教育センターに繋げるなど、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>施設が新興住宅地であることから、地域との関りがほとんどなく、相談事業も行われていないため、地域の福祉ニーズ等を把握する取組が行われていない。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズ等を把握していない。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>就業規則にハラスメント等禁止を定めるほか、人権に関する研修に職員を受講させ、園内研修に人権をテーマに学習している。また、人権擁護のためのセルフチェックを毎年行なっている。さらに、子どもに対しては、性差について、絵本の読み聞かせを行い、互いを尊重する取組を行っている。しかし、子どもを尊重した保育の提供に関する規定等がなく、十分ではない。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児が使用するトイレには扉が整備され、着替えの時には巻きタオル指導し、外壁にシートを張る等、プライバシーが守られるように整備されている。しかし、子どものプライバシー保護に関する規定等が整備されていない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>施設の特性等の紹介はホームページを主に行い、パンフレットを市役所に置いて、多くの人が情報を入手することができるよう対応している。また、施設長が次年度入園希望者等、見学者に対応している。さらに、入園時に用意しなくてはならない物は、写真を掲載して分かりやすい「入園児のしおり」を用い、適宜見直している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>保育の開始時には、写真を多く用いてわかりやすい「入園のしおり（重要事項説明書）」を用いて、説明している。また、保護者が外国人の場合には、翻訳アプリを用いて説明している。しかし、保護者の同意を得たことが確認できる書面は残していない。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育等の変更時の引継ぎ文書は定めておらず、終了した時に、その後の相談は施設長が窓口</p>		

<p>になることを伝えているが、相談方法や担当者を記載した文書を保護者に渡していない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者満足度の上昇として、個別面談を年長児は5月・6月に全員、3歳4歳児は夏頃に希望者、未満児は希望者と毎年定期的に行っている。また、保育参加・運動会・発表会などの行事後に保護者アンケートを取り、保護者の意向を調査している。しかし、利用者満足を把握する為の保護者会や懇談会は実施されておらず、十分ではない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	b
<p><コメント> 苦情解決マニュアルが作成され、苦情解決の責任者は園長が行っている。保護者への説明も、入園のしおりに記載され入園時に、園長が説明を行っている。また、日常において保護者が意見を言いやすい環境として、園長が送迎の際に保護者に挨拶を積極的に行ったりしている。しかし、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物は掲示されていない。また、保護者が苦情を申し出しやすいように、苦情記入の用紙の配布や保護者にわかりやすい文章の配布等も無く、十分ではない。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	b
<p><コメント> 相談室としての決められた部屋の設置は無いが、相談や意見を述べることのできるスペースはある。しかし、保護者が相談や意見を述べやすい環境として、保護者が相談相手を自由に選べる事等が出来ることを説明した文書の配布や掲示がされておらず、十分でない。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p><コメント> 保護者からの相談や意見に対して受けやすくする取り組みとして、外の門扉に意見箱を設置し、行事後のアンケート調査、日々「おたよりノート」からの意見や相談に迅速に対応している。しかし相談を受けた際の記録の方法や、報告手順等についてのマニュアルは作成されていない。また、職員間で話し合いは行うが、話し合いの記録は無く十分でない。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスク マネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応と安全確保についてのマニュアルは作成されている。安全対応として、睡眠・プール・食事等のチェックリストが明確にされ、子どもの様子を把握する体制が整備され、ヒヤリハットの事例も記録されている。しかし、職員に対しての周知の方法が、定期的に年度初めに確認している事を口頭では確認できたが、文章で明確化さされておらず、また、記録も無く、取り組みが十分でない。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが整備され、各保育室にもすぐ見られるように置いてある。毎年3月に見直しも行われている。感染症が発生した場合の対応としては、アプリと事務所にホワイトボードで保護者に情報を提供している。また、季節の感染症対策等は、園だよりで対策を伝えている。しかし、感染症対策については、管理体制は出来ていない。さらに、職員の勉強会等も開催していない。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制が、各クラスに掲示され職員に周知されている。立地条件の災害は、地震の大きな揺れが危惧されているが、それに対しての家具の固定は十分に整備されている。食料の備蓄も栄養士を責任者として、災害時の献立や、食品を3日分用意している。また、防災計画書は整備され、消防署との消火訓練・煙体験等を行っている。しかし、地域の自治会や行政との連携は無く、十分ではない。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
<p><コメント></p> <p>保育について標準的な保育の実施方法が文書化されていない。また、標準的な保育の実施方法としたものでなく、手順書等としての保育の実施方法なども整備されていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
標準的な実施方法が明確化されていないので、見直しも出来ていない。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的計画を基に、年間指導計画書は各年齢作成されている。保育経過記録も0歳児から3歳以上児まで各クラス担任によって作成されている。支援が必要な子に対しては、保育所以外の関係者と連携をとって保育が行われている。</p> <p>しかし、各年齢の月案が作成されておらず、一人ひとりの保育経過記録の形式は、1年間を4期に分けて記載されているが、振り返りや評価を行う項目もなく、月案としては十分ではない。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や、年間指導計画の見直しは毎年3月末から4月にかけて行っている。しかし、見直しを行う検討会議の手順等の仕組みは定めていない。また、変更した指導計画の内容を関係職員に周知する手順や、実施、変更する場合の仕組みも整備されていない。月ごとの保育指導計画が作成されてはいない。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>個別の指導計画が、保育所が定めた様式で記録されている。また、保育の記録もあり、職員によって記録の差異が出ないように園長の指導も行われている。職員への保育の情報の共有化も、担当年齢ごとに的確に届くようになっている。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント> 個人情報規程が作成され、記録・保管・漏洩・破棄・情報の開示等の対応方法や、管理者（園長）が記載され、職員研修の中で周知徹底することも記載されている。個人情報の取り扱いについても文書で、入園のしおり等で保護者に説明し、同意書も提出されている。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>園長が全体的計画書を作成し、各クラスの担任が確認する体制はできている。保育所理念、方針、目標が記載されている。また、擁護と教育が一体化され、保育の実態に沿った内容となっている。さらに、毎年見直しが定期的に行われている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室の換気、明るさ、室温は適切な状態である。子どもトイレも広さがあり、明るく出入り口に子どもたちが使えるように、子どもの身長に沿った位置に消毒液を置き、感染症対策が日常の中で行われている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの状態を十分把握した個人記録を作成し、クラス担任がミーティング会議等で、他の職員にも情報として伝えて、職員がこども一人ひとりを把握し共有している。また、子どもへの声掛けは、なるべくわかりやすくし、一人ひとりの発達に合わせて声掛けをしている。また、せかす言葉や制止の言葉を使わないようにする為に、自己評価の中で「気づき」が出来る様に、保育についてのチェックリストを利用している。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>トイレトレーニングは、保護者との話し合いから始め、家庭と園が同じような働きかけをし、嫌がる子に対しては無理をしないように心掛けしている。また、午睡を乳児は12時30分頃から14時45分、幼児は13時～14時30分として生活にリズムをつけている。また、生活習慣の獲得が出来るように、絵本を活用したり、保育士が見本を見せている。</p>		

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢の発達に応じて、主体的・自発的な活動が出来る環境を整えている。身体を使った遊びが出来る環境は整備されている。また、園外保育時に公園で「ドングリ」や「落ち葉」をひろい、園に持ち帰り、リースを作ったりする活動も取り入れている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児の保育室の環境の工夫としてフェルトを使った手作り玩具を用意し、子どもたちが手に取って見る絵本も定期的に見直され、年齢にあった安全性を重視している。また、部屋に危険防止の挿し絵を入れた具体的な文章が掲示され、保育士が誰でも理解できる工夫も見られる。わらべ歌あそびから、スキンシップを取り入れた触れ合い遊びが日常的に行われ、担任保育士と良い関係がとれるようにしている。保護者と連絡帳を通して連携をとっている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>こどもの状況に応じた、気持ちを受け止める適切な関りが個人記録に記載されている。様々な年齢の子どもと関われるように、縦割り保育を朝、夕の合同保育で行い、子ども同士のトラブルが生じた場合には、保育士が間に入って、お互いの気持ちを代弁し、気持ちを理解しあえる対応をしている。保護者とは連絡帳を丁寧に記入し、連携をとっている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>各年齢の保育室は、明るさや室温が管理されている。室内玩具は決められた部屋に集められ、そこから子どもが使いたい玩具を部屋に持っていくようになっている。また、保護者や年長児に、小学校を見据えた活動として、食事の食べ終わる時間を一定にしたり、嫌いなものを言葉で伝える事が出来るように、年間指導計画の中に入れ、擁護と教育が一体的に発展出来る保育環境を整備している。</p>		

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>障害を持っている場合に、車椅子でも生活出来るようにトイレの明るさ、広さは十分な環境である。また、子ども若者家庭センター「ぬっく」と連携を図っている。職員もキャリアアップ研修や市の障害児研修を受講し情報を得ている。保護者に対しても個人の名前を出さない匿名で、行動や保育に関する適切な情報を伝え、保護者に理解を得ている。しかし、障害児の個別記録書はあるが、個別の指導計画書は作成されておらず、十分でない。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>延長時間の環境として、合同保育になるので、ブロックの大きさを変更したり、絵本等も小さい子用に配慮して出している。日中に怪我等が起こった場合には、園長や担任が直接保護者に伝えるが、それ以外の職員間の引継ぎは、「メモ」で遅番が口頭で伝えている。しかし、職員間の引継ぎの「メモ」は毎日処分してしまい保存されず、保育士間の引継ぎが適切に行われているとは言えない。また、全体的な計画・年間指導計画書・4期に分けた個人記録書の中には、それぞれの子どもの在園時間を考慮した、1日の生活を見通した連続性に配慮した子ども主体の計画は確認できず、十分でない。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>年間計画・全体計画書に小学校との連携が記載され、保護者にも就学への不安を取り除くように、小学校での公開授業等の案内をだしたり、子どもたちの活動で、運動会や1年生との交流会を行うなど、小学校以降の生活について見通しが持てる機会を設けている。袋井市全体で「あやぐも」という合同研修が年4回から5回あり就学に向けた連携が行われている。また、児童要領の作成も行われている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルが整備され、園で決められた様式に一人ひとりの健康状態が記録されている。また、既往性や予防接種の状況も、全職員が把握できる体制が出来ている。SIDSについては、職員の研修を4月に行い、見直す体制も出来ている。特に0歳の保育室には、突然死の必要な情報を掲示し、職員が理解出来るように、日々の保育の中で行っている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断、歯科検診の結果が記録され、保護者に伝えられている。また、関係職員にも周知される体制が出来ている。3歳以上児には、シール帳の裏に記入する箇所があるので、結果を保護者に知らせている。保健計画書があり、保育にも反映されている。</p>		

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー対応マニュアルが作成されている。アレルギー対応が必要な子に対してはアレルギー確認書、指示書が提出され、除去食の提供をしている。お盆の色を変えて、食器の上に子どもの名前、除去する食品名を書いて給食員→園長→クラス確認を毎日チェックしている。アレルギーのある子に対しては、献立が変更する場合は、確認印もその都度もらっている。職員の研修は、キャリアアップ研修、園内研修で職員は周知している。子ども達にも、アレルギーの話を伝えている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>食育計画書が作成されている。毎月の献立表の裏に食育だよりを載せて、保護者が「食」への関心を持てるような工夫をしている。また、年長児は、挨拶の時に本日のメニューを当番が知らせ、関心を持てるようにしている。お代わりを用意して、個人差に応じて量を加減している。お箸は2歳から3歳時に移行する。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの体調を考慮した調理を工夫して「おかゆ」にする場合もある。行事食の七夕そうめん・トナカイライス等や、いろいろな地域食の人参シリシリ・ざんぎ・ちんすこう等も工夫して取り入れている。給食員が部屋の様子を見たり、子どもの話を聞き、献立に反映する体制があり、衛生管理体制も適切に行われている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児は、連絡帳を活用して保護者と連携を取っている。保育については入園時に、重要事項説明書で保護者に伝えている。また、保育参加を年に1回行いその時に、こどもの様子を保護者に伝え、保育現場で保育を体験してもらう事で理解してもらっている。保護者の情報交換を記録し、職員は周知する体制はできている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>相談に応じる体制があり相談出来る場所もある。相談によっては子育て機関への情報提供も行っている。また、相談内容によっては、園長に相談してから回答することもあり、助言を受けられる体制は整えている。しかし、保護者の就労等の個々の事情に配慮した、仕組みを文書化しておらず、十分でない。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの心身の状態や家庭での養育の状態の把握をする体制があり、子どもの身体の変化は見落とさないように職員に伝えている。また、保護者に対しては、気を付けた対応を行っている。虐待を見つけた場合の対応の仕方は、文書化され職員に周知され、事例を周知する体制はある。児童相談所や関係機関との連携を図る取り組みも行っている。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>自己評価は、定期的に年に1回年度末に行っている。自己評価の内容には、子どもの心の育ちや子どもの意欲なども含まれている。また、自己評価と人権擁護セルフチェックリストも行っている。園長が自己評価の集計を行なって職員に、配布はされているが、全体での話し合いは持たれておらず、保育に返す取り組みもしていないので十分でない。</p>		

